

Ⅲ 今後の課題（ガイドラインの改訂など）

連携事業のメリットとして、次の7点が地域・職域連携推進事業ガイドラインに掲げられている。

- ① 連携事業により地域全体の健康課題が明確となる
 - ② 継続的な健康支援を受けられる
 - ③ 保健サービスの量的拡大になる
 - ④ 家族単位での効果的な保健指導を受けられる
 - ⑤ 整合性のとれた保健指導方法の確立と担当者の資質の向上につながる
 - ⑥ 地域保健の資源の活用による就業者の健康増進と生産性の向上に寄与できる
 - ⑦ 地域職域を一貫した保健指導による健康日本21の推進に資する
- 本年度の連携推進協議会への支援事業を通して、連携事業が定着するために必要な事象を整理した結果、以下の点が明らかになった。

1 都道府県協議会と二次医療圏協議会の機能分担の明確化

都道府県と二次医療圏の協議会の役割分担を明確化することにより、それぞれの協議会を円滑に運営できる。

都道府県協議会の機能として、次の4点が挙げられる。

- ① 管内全域に共通する健康課題を設定すること
- ② 関係団体の連絡調整を行うこと
- ③ 教材や保健資源の共有管理
- ④ 二次医療圏協議会の育成

一方、二次医療圏協議会は二次医療圏固有の健康課題を特定し、その健康課題解決に必要な連携事業を推進することで、従来独自に機能していた地域保健と職域保健の連携を図ることで先に掲げた目的を達成する。

2 連携協議会の構成員

都道府県連携推進協議会の役割として、二次医療圏の協議会に参加する関係団体が積極的に連携事業に関われるように、都道府県協議会においては上部団体の参加を求めることが必要である。

3 現場ニーズの分析

都道府県協議会と比較して、二次医療圏協議会では具体的な健康課題の分析とその対策が計画される必要があり、ワーキンググループレベルで十分なデータの分析を行うことが求められる。

4 職域保健関係者の積極的参加

産業界の積極的参加が二次医療圏における連携事業に必要である。このため、関係機関から産業界に対する一層の啓発・勧奨が望まれる。

産業保健推進センターの活用は各種の研修が計画されており、産業界への周知が図れるものと期待された。産業医連絡会議、労働関係連絡会議、産業保健連絡会議、THP 推進協議会など関連の会議の趣旨と構成機関、事務局などを整理しておくことが必要である。

5 地域保健と職域保健の共同事業

地域保健部門と職域保健部門が共同で事務局を運営することで、一部事例で認められた地域保健に偏りがちな連携事業を地域・職域双方の参加でバランスよく実施することができる。また、都道府県の労働局を通して、二次医療圏における労働基準監督署の連携事業への関係性を向上することが期待される。

また、地域保健スタッフによる環境改善や人間工学的改善への取組事例が確認されたが、職域保健スタッフによる環境改善へのアプローチを地域保健サービスとして提供することも考えられ、相互の固有技術を共有して、連携事業を展開していくことが期待された。

職域では、労働者の健康保持増進に積極的な事業所において、労働安全衛生法に基づく健康保持増進活動が展開されている。さらに今後、保険者機能が強化され、保険者が生活習慣病予防のための健診・保健指導（一次予防・二次予防）を実施することになるが、地域・職域連携推進事業では、これに加えポピュレーションアプローチ（一次予防）に関する事業との関連を持たせることで、健康増進活動の両輪として機能していくことができる。

6 研修会の活用

連携事業の一つとして研修会の運営が次の目的から有用と考えられた。

- ① 相互の健康課題を理解する
- ② 連携に必要とされる技術を習得する
- ③ 関係者のコミュニケーションが図られる

7 地域・職域連携推進協議会の位置づけ

連携事業が既存の地域保健医療計画・健康増進計画に記載されていることで、協議会の位置付けが明確になり、参加する関係団体の了解が得られやすい。

また、協議会が健康日本 21 を推進するための部会として位置づくことで、中間評価を踏まえた連携事業を計画することができる。

連携推進協議会が設立される以前からの事業をもとに、今回の連携事業が推進されている事例も見られ、連携事業が定着するように育成して

いく必要性があり、長期的視点で推進していくことが求められた。

8 保険者協議会との関係

保険者協議会が医療制度改革大綱に基づいて、医療費適正化計画の策定や保険者への健診・保健指導計画の策定に向けての検討を行う中で、地域・職域連携推進協議会と保険者協議会の役割分担を明確にすることが望まれる。

9 計画立案における資料の活用

二次医療圏における課題を明確化して、連携事業の目標設定をするためには、次のことが必要である。

- ① 健康日本21の中間評価の活用
- ② 情報の分析から課題の抽出
- ③ 職場の健康づくり実態調査

既存の保健統計資料を基に分析を行い、地域固有の健康課題を具体的に提示することで協議会関係者の理解を深めることが可能である。

10 効果指標ならびに評価方法の設定

保健事業は評価を適切に実施することが求められる。

連携事業では、段階的な運用と各々の段階での評価を試みることを有用と判断される。二次医療圏における連携事業では、以下の段階を経ることが必要である。

- ① 関係者のコミュニケーションの形成
- ② 関係資料の共有
- ③ 課題整理の徹底
- ④ 具体的連携事業の設定

達成可能な年次計画を作成するとともに、長期構想を構築する。

連携事業を継続して実施している自治体では、年月の経過に伴い、連携が深まっていることから、成熟度に合わせた評価の基準が必要である。

地域・職域連携推進ガイドラインに記載されているチェックリストは現状を評価することから、不足している点や改善すべき点が明確になるため、評価項目を各事業の進捗状況を確認するものとして活用し、次の協議会（若しくは次年度）までに解決すべき目標を立て、それを次回協議するということも効果的である。

11 協議会運営

協議会が有効に機能するためには、関係団体の連絡や報告のみではなく、企画、実施、評価について十分審議することが求められる。特に、地域固有の健康課題を理解した上で、関係者が連携による質的量的に拡大した事業を構築する協議の場を確保する必要性が指摘されており、そ

のためには、グループワークやKJ法などを導入することが求められる。

12 地域・職域連携推進事業ガイドライン「Q&A」の追加

Q1. 都道府県協議会を有機的に動かすためのポイントは何ですか。

A1. ① まず、各都道府県内にある同様の趣旨の会議について、その趣旨と構成機関、事務局等を整理しておき、連絡協議会との関係を明確にします。

事務局(都道府県)は、協議会設置の意義を理解するだけでなく、協議会の目的・意義を納得し、共通認識に立って共同歩調をとって欲しい関係機関・団体に対し、積極的な連携方策を求めていくことが必要です。納得は行動につながります。

② 労働局・社会保険事務局と連携した共同事業の企画は、産業保健推進センターと連絡調整を密接にすると、具体的な事業化と実施につながります。産業保健推進センターでは、事業所の産業医・産業看護職等の産業保健関係者を対象とした職場の健康づくりに関する多くの研修事業が年間計画として立てられています。年度当初に相談して、企画案を協議会に提示するのも有効な連携方法です。

③ 地域の社会資源の共有化は段階を追って行うと効果的です。

まず、関係機関・団体が、地域の中にどのような社会資源を持ち、何が共有資源として活用できるのかの資料を作成します。そして、最初の協議会で、社会資源の共有化の必要性を確認します。

次の協議会では事前に把握した社会資源について資料化したものを提示し、具体的な活用方法を検討すると一歩進んだ検討につながります。

Q2. 二次医療圏協議会を有機的に動かすためのポイントは何ですか。

A2. ① 二次医療圏協議会の設置意義(メリット)について、地域の健康課題、健康課題解決への方策等々を踏まえて、関係者のメリットについても理解が得られるように具体的な内容で提示します。それぞれの構成員がどういったことを協働で行えば、どういったメリットが出てくるのかが分かる資料を提示することが必要です。

② 構成機関としてどのような役割を担うのか、役割の担い方(直接的・間接的)について、仕組みと方法等の具体的提示による検討を行うと理解が得られやすくなります。事業所でできること、関係機関でできること、関係団体でできること、現在行っていることに一つプラスすることで、職員の活気や地域の健康づくりにつながることが見えるようにすると良いでしょう。

- ③ 連携にあたっては、労働基準監督署(職域保健側)、保健所(地域保健側)との連携を密に、商工会、商工会議所及び労働基準協会(事業所側)、地域産業保健センター及び社会保険健康事業財団と相談・連絡・調整を進めると、事業の具体化につながります。商工会議所は青年部・女性部と部会をもっており、連携をとるとかなりの情報把握と発信基地になります。地域産業保健センター、社会保険健康事業財団との連携は、地域活動の課題がより明確になります。

Q3. 都道府県協議会と二次医療圏協議会の望ましい関係はどうすればよいでしょうか。

A3. 具体的な連携事業は二次医療圏協議会が、その圏域の健康特性を調査等を通して、必要とされる連携事業を企画します。連携事業は地域の関係者が積極的に参加できる内容を選択する必要があります。

都道府県協議会では、二次医療圏の事業を支援することを目的としており、管内全体に共通する保健事業を掲げるとともに、上部団体を通して二次医療圏連携事業に関係する団体への啓発を図ることが望まれます。また、二次医療圏協議会で行われている具体的な連携事業を収集して、共有できる教材などを提供することも都道府県協議会として期待されることです。

Q4. 連携推進協議会と保険者協議会の関係はどうすればよいですか。

A4. 保険者協議会では、今後、健診データとレセプトデータの分析に加えて、保険者への健診・保健指導計画の策定や実施体制に係わる検討等が行われます。その中で、計画の目標達成に向けて、地域・職域連携による保健事業の推進が大きく関与します。

保険者協議会を構成する機関は、地域・職域連携推進協議会の構成機関として参加していますが、反対に保険者協議会に地域・職域連携推進協議会の事務局として積極的に参加することも重要です。

Q5. 連携事業の評価はどうすればよいでしょうか。

A5. 連携事業を評価することは、継続的な事業を推進する上で重要な課題です。事業の評価は、ガイドラインに記載されているように、「構造評価」、「プロセス評価」、「効果評価」の段階に分けて、記載された項目を評価することで、事業の達成度を理解するとともに、次年度事業に向けて未達成部分を明確にできます。

地域・職域連携推進事業ガイドラインの構造評価を協議会運営のチェックリストとして活用することも一つの方法です。

おわりに

地域・職域連携推進協議会が機能し、地域・職域連携推進事業が円滑に実施されることを目的に現地支援を行い、その結果を参考にして連携推進事業のガイドラインの改訂について検討した。

現地支援により、協議会が抱える問題点や課題について理解することができた。特に、今後の運営の課題として、協議会において健康課題の共通認識のもとに、連携本来のメリットを活かした保健事業を展開することが期待される。

連携推進事業は従来、地域保健・職域保健において、個別に実施されていた住民サービスを連携して実施することで、従来では得られない効果を期待するものであり、今後全国で定着していくよう当該検討会で行った現地支援を継続する意義があると考えられた。

都道府県や二次医療圏により連携推進事業の経緯、背景等が異なっており、それぞれの段階で適切な支援のあり方や評価項目等について開発する必要があると考える。地域・職域連携支援検討会の構成員が協議会へ参加して支援する他に、協議会関係者の抱えている問題点の共有と解決を図る機会としてワークショップを開催するなど、さまざまな支援形態について考えていくことが必要であり、平成18年度の課題である。

地域・職域連携推進協議会と保険者協議会の役割分担について、現段階では明確にできなかったが、今後、それぞれの協議会が活発に活動を開始する中で、両者の役割分担、そして連携の在り方が明確にできると考える。

平成20年度より、医療制度改革に基づいて保険者による健診と保健指導が導入されることを受けて、都道府県及び二次医療圏における連携推進協議会の機能分担を明確にして、具体的かつ実効性のある連携事業を推進することが期待される。

資料

1 地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査を基盤とする事後指導等の保健事業により健康管理を支援することが必要である。

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、保健事業を共有・展開することにより、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、指定都市は、3（3）に掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）地域・職域連携協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設けることとする。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、（4）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）からの幅広い参画を得て構成し、都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設け、さらに、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号の区域（以下「二次医療圏」という。）単位に二次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「二次医療圏協議会」という。）を設けることとする。

なお、地域・職域連携推進協議会の構成は多岐にわたることから、既存の協議機関（会議等）を活用して、同協議会として差し支えない。

エ 同協議会の設置、運営等に当たっては、国に所要の助言を求めることができる。

（2）都道府県協議会

ア 都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者

等により構成する。

イ 同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）を企画・立案、実施・運営、評価等（以下「企画等」という。）する二次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行うとともに、地域の保健事業関係者の育成を行うこととする。

ウ 事業実施に当たっては、地域特性を十分に勘案した上で、特に以下の事項を参考に協議を行い、管内の総合調整を行うこと。なお、医療保険者を中心とする「保険者協議会」との適切な連携を図ること。

- ① 保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有等
- ② 管内における健康課題の明確化
- ③ 健康フォーラム等の各種行事の共同実施及び連携
- ④ 研修会、セミナー等の共同実施
- ⑤ 地域保健関係施設等の相互有効活用

(3) 二次医療圏協議会

ア 二次医療圏協議会は、二次医療圏内の事業に関わる行政関係者、関係機関代表等により構成する。

イ 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。

ウ 事業の実施に当たっては、次の事項を参考に連携事業の企画等を行うこと。

- ① 関係各機関における健康づくり事業及び保健事業の実態把握
地域保健及び職域保健の制度間の相違点を明確にし、相互に認識した上で、双方の健康づくり事業及び保健事業の実施状況を把握し、保健事業の活用を促進するためのマップを作成する。
- ② 健康教育・健康相談等
健康管理体制が不十分と思われる小規模事業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方を検討し、地域保健と連携した保健事業を実施。
- ③ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導の実施
- ④ 地域の特性に着目した健康課題に関する計画を双方の参画により策定
- ⑤ 地域・職域連携を推進するための共同研修会や事例検討会等の開催や得意分野の講師の相互派遣
- ⑥ 活動の普及啓発に関する事業
- ⑦ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理

⑧ その他の保健事業

エ 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

オ 作業部会は、二次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(4) 関係機関

ア 地域保健関係機関

都道府県（保健所等）、市町村（保健センター等）等

イ 職域保健関係機関

事業所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、地方社会保険事務局、社会保険健康事業財団、社会保険協会、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、農業・漁業協同組合等

ウ その他関係機関等

医療機関（健診機関等）、労働衛生機関（予防医学協会等）、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、国民健康保険団体連合会、学識経験者、住民や労働者の代表等

4 経費の負担

都道府県及び指定都市がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

(1) 事業の実施に当たり、個人情報保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をすること。

(2) 次の各項目を参考に事業実施報告書を作成し、国に提出すること。

ア 協議会の運営及び実施状況

イ 連携事業の実施に係る問題点、課題等の抽出及び各項の措置状況（今後の予定、結果等）

ウ 地域・職域連携に伴う具体的な効果等の抽出

エ その他